

## 令和7年度酒蔵等を活用した地域活性化事業委託業務仕様書

### 1 委託業務名

令和7年度酒蔵等を活用した地域活性化事業委託業務

### 2 目的

祖母・傾・大崩ユネスコエコパークやおおいた豊後大野ジオパークの認定を受けている豊肥地域は、豊富な水資源を背景に、日本酒や焼酎をはじめ、地ビールやワインなど、酒類の製造が盛んな地域である。そうした中、令和3年には県内唯一のウイスキー蒸溜所が竹田市久住に完成、令和4年には豊後大野市の焼酎蔵がクラフトビールの製造を開始するなど、豊肥地域における酒類製造はさらに盛り上がりを見せている。こうした動きを契機とし、浜嶋酒造、吉良酒造、牟礼鶴酒造、藤居醸造、萱島酒類、佐藤酒造、久住ワイナリー、及びくじゅう水泉郷地ビール村（以下「酒蔵等」という。）のそれぞれの特徴を活かした体験型プログラム（以下「プログラム」という。）の体験機会を提供することにより、新たな誘客につなげることを目的とする。

### 3 業務委託期間

契約締結の日から令和7年11月28日（金）まで

### 4 委託金額

4,998,000円以内（消費税額及び地方消費税額を含む）

### 5 委託業務の内容

期間中、酒蔵等でプログラムが体験できるイベントの企画から、情報発信、プログラムのブラッシュアップ等「くらくら祭2025」の実施に係る全ての業務とし、詳細な内容は以下のとおりとする。

#### (1) 「くらくら祭2025」の企画・運営及び受入補助

##### ア 名称

「くらくら祭2025」とする。

##### イ 内容

期間中、各酒蔵等でプログラムを提供するもの。

一昨年から実施した「くらくら祭2023・2024」を踏まえ、コンセプトを提案すること。

##### ウ 期間

令和7年6月1日（日）～8月31日（日）

## エ 場所

各酒蔵等を基本とする。

## オ 各酒蔵等のプログラム内容

各酒蔵等のプログラムの概要は、募集要項に定める申出のあった事業者あてにE-mailにて送付することとする。なお、最終的なプログラムの詳細については、改めて各酒蔵等及び委託者と協議し、ブラッシュアップしたのち決定すること。また、参加する酒蔵等の数は変更が生じる場合があるので留意すること。

## カ 受入人数、実施日、金額等

受入人数、実施日、金額等は、各酒蔵等及び委託者と協議して決定すること。

受入人数と実施日については、可能な限り多く確保できるよう調整すること。

## キ その他運営支援

予約の受付、プログラムの実施及びプログラムの参加費の徴収は各酒蔵等が実施するものとするが、円滑な運営が行われるよう支援すること。

各酒蔵等への運営支援として、期間開始前及び期間中に各酒蔵等をそれぞれ1回以上訪問すること。

## ク アンケート実施

「くらくら祭2025」参加者を対象に、アンケート調査を実施し、集約すること。

### (ア) アンケートの内容

アンケートの内容は、委託者と協議の上、次年度以降各酒蔵が継続して取り組もうとした場合に参考となるような内容とすること。

### (イ) アンケートの実施方法

アンケートの方法を提案すること。あわせて、アンケートの回収率を上げるための取組について提案すること。

## (2) 広報業務

- ・「くらくら祭2025」の広報を実施すること。
- ・各広報媒体に掲載する名称やキャッチコピー、デザイン、ストーリー等については、統一感を持たせること。
- ・写真素材は、一部を委託者より提供することとする。受託者が独自に素材を追加することについては妨げない。
- ・以下のア(ア)及びイについては、各酒蔵等への発送業務も含むこととする。

## ア パンフレットの制作

### (ア) 紙媒体パンフレット

「くらくら祭2025」と各酒蔵等のプログラムの概要を紹介するパンフレットを制作すること。条件は以下のとおりとする。

- a 制作部数 2,000部
- b 仕様 提案による
- c 掲載内容 (提案により内容を加えることは妨げない)
  - ・酒蔵等のプログラムの紹介、開催日時、金額
  - ・酒蔵等の紹介 (酒蔵等の特徴やストーリー等)
  - ・プログラムの参加方法や申込先
  - ・地図
  - ・周辺の観光スポット
- d 納期 令和7年5月19日 (月)
- e その他 校正は委託者が校了と判断するまで行うこと (最低2回)。

#### (イ) デジタルパンフレット

紙媒体パンフレットと構成及び内容を同じくするデジタルパンフレット (カラー) を制作すること。条件は以下のとおりとする。

- ・E P U Bファイル等のデジタルパンフレットに適合する拡張子で作成すること。なお、納品の際には、あわせてP D Fファイルを提出すること。
- ・作成したデジタルパンフレットは受託者が用意したサーバーに格納し、納品から令和7年9月30日 (火) までの間、大分県等のHPからのリンクによりアクセスできるようにすること。
- ・パソコンだけでなくスマートフォンでも閲覧可能な、見やすいものとする。
- ・校正は委託者が校了と判断するまで行うこと。
- ・納期 令和7年5月19日 (月)

#### イ ポスターの制作

「くらくら祭2025」をPRするポスターを制作すること。条件は以下のとおりとする。

- (ア) 制作部数 50部
- (イ) 仕様 B2、マットコート135Kg以上、カラー
- (ウ) 納期 令和7年5月19日 (月)
- (エ) その他 校正は委託者が校了と判断するまで行うこと (最低2回)。

#### ウ 動画の制作

- ・「くらくら祭2025」を紹介する動画を制作すること。
- ・動画素材は、プログラムを体験している様子を撮影したものと、SNS等の配信で効果的に活用すること。それぞれの蔵の魅力が伝わる内容とすること。一部を委託者より提供することとする。受託者が独自に素材を追加することについては妨げない。
- ・体験している様子を効果的に情報発信してもらうよう、動画撮影日に報道関係者等への参加を促すこと。

- ・条件は以下のとおりとする。
  - (ア) 仕様 効果的な動画の長さや数について提案すること。
  - (イ) 納期 令和7年5月19日(月)
  - (ウ) その他 校正は委託者が校了と判断するまで行うこと(最低2回)。
- エ メディアによる情報発信
  - ・大分・福岡を中心としたメディアに向けて、「くらくら祭2025」を効果的に広報できる手段について提案すること。
- オ SNS広告による情報発信
  - ・SNSを活用した情報発信を提案すること。なお、提案に際しては、以下の事項を含むこと。
    - (ア)使用する媒体
    - (イ)訴求するターゲット層(年代、性別等)
    - (ウ)情報発信の方針(期間開始前及び期間中について、概ね2週間程度の単位に区切って提案すること)
  - ・実績報告については、広告の表示回数や閲覧回数・人数等について、可能な限り情報を収集・分析し、報告すること。
- カ その他の広報
  - ・その他効果的な広報があれば提案すること。

### (3) プログラムのブラッシュアップ

「くらくら祭2025」実施後にアンケート及び各酒蔵等の意見を集約し、次年度以降、酒蔵等が連携して体験コンテンツを販売できるような仕組みや内容について提案すること。

## 6 成果品

実績報告書を作成し、業務委託期間内に提出すること。実績報告書には次に掲げる事項を含めること。(データをDVD又はUSBメモリで納品する場合は、最新のウイルス対策ソフトでウイルスチェックを行うこと。)

- (1) 各業務の具体的な実施内容及び結果
- (2) アンケートの集約結果
- (3) 制作した広報PRツール一式
- (4) 印刷物・動画等の電子データ一式
- (5) SNS広告の効果検証等
- (6) 5(3)の提案
- (7) その他、別途委託者が指示するもの

## 7 業務実施に当たる協議・報告等

- (1) 企画提案等の内容をもとに、受託者と委託者で協議・調整を行った後、双方合意のうえ、業務委託契約を締結するものとする。
- (2) 受託者は、本業務の委託契約締結後、速やかに実施計画書（任意様式）を作成し、委託者と協議を行った上で業務を実施すること。なお、実施計画書には、業務の実施方法やスケジュール等を記載すること。
- (3) 実際の業務を進めていくにあたっては、企画書の内容について、別途打ち合わせの上、修正・調整等を加え実施する。月に1回以上は委託者と打ち合わせや進捗の確認を行うこととする。

## 8 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。
- (2) 受託者は個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- (3) 受託者は成果物（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡させてはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

## 9 その他

- (1) この仕様書は、事業の提案を行うにあたり最低限の必要事項を掲載しており、本仕様書に掲載していない事項についての提案を妨げるものではない。
- (2) 受託者は、本業務によりなんらかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議のうえ、承認を得なければならない。
- (4) 本業務に係る印刷物その他著作権、及び業務において提出された写真、動画、並びに作成したイラスト、デザインデータ等の著作権及び所有権は、成果物の引き渡しが行われた際に、委託者に帰属するものとする。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、委託者と協議し、指示に従わなければならない。
- (6) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。